

|      |   |    |   |  |  |
|------|---|----|---|--|--|
| 区分   | <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R03・8・19第149回総会；長野市ほか12市)  |    |   |  |  |
| 種類   | <input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの<br><input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの<br><input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  | 分野 | <input type="checkbox"/> 総務文教<br><input checked="" type="checkbox"/> 社会環境<br><input type="checkbox"/> 経済<br><input type="checkbox"/> 危機管理建設 |  |  |
| 要望先  | <input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 総務省、財務省、環境省<br><input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局 環境部<br><input type="checkbox"/> その他      名称  |    |   |  |  |
| 件名   | 16 國の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について   |    |   |  |  |
| 提案市  | 長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市  |    |   |  |  |
| 提案要旨 | <p>循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを要望する。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備に関する用地費、解体撤去工事費及び管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>   |    |   |  |  |
| 提案理由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。</li> <li>・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定して事業を実施しており、交付金は、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度である。</li> <li>・建設候補地の選定から建設同意を経て建設着手に至るまでには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。</li> <li>・また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に併せ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を新たに交付要件とする際には、十分な経過措置期間を設けることが必要である。</li> <li>・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るために、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。</li> <li>・平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処</li> </ul> |    |   |  |  |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>理施設基本計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単独での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておくと、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。</li> <li>・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていない。</li> <li>・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等の多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象にならないため、市町村の財政負担が大きく、交付金による支援範囲の拡大が必要である。</li> <li>・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うこととは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。</li> </ul> |
| 現況<br>及び<br>課題<br>等 | <p><b>【長野市、長野広域連合関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。</li> <li>・須坂市では、長野広域連合が整備したごみ焼却施設において可燃ごみの焼却をしている。<br/>すでに廃炉となった焼却施設単独での解体工事は交付金の対象外となっているため、廃焼却施設の解体工事にかかる費用全てを一般財源で賄わなければならないことが大きな課題となっている。</li> </ul> <p><b>【松塩地区広域施設組合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、</li> </ul>  |

新たなごみ焼却施設を令和11年度の供用開始に向けて建設計画を策定している。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。

- 特に、事後調査（生活環境影響調査）の費用及び地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

#### 【上田地域広域連合関係】

- 上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- 上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- 上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- 現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- 上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査等の事業に着手している。
- 東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。
- 新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- 最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るために振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- 広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

### 【川西保健衛生施設組合関係】

- ・新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改正をして全額交付対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用について、交付金の対象とするよう要望する。

### 【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度からごみ焼却施設を解体し跡地に新たなリサイクル施設の建設を進めており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、解体に着手できない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても対象施設を限定せず交付金の対象とすることを要望する。

### 【茅野市、諏訪南行政事務組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備についても諏訪南行政事務組合が共同処理する事務として位置づけされている。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなるリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p><b>【穂高広域施設組合】</b></p> <p>・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることができることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては、実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。</p> |
| <b>関係法令</b> | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br>循環型社会形成推進交付金要綱   |